

1－5：災害時相互応援協定（姫路市）

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の事項）

第2条 応援の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 応急対策等に必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 児童、生徒の受入れ
- (8) 被災者に対する住宅の斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があつたものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があつた場合には、応援市は当経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

（連絡担当部局）

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の交換）

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証しとして本協定書を2通作成し、締結市長記入押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加古川市長 木下正一
姫路市長 堀川和洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第6条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第6条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区分	経費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材等に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第8号の住宅の斡旋に係るもの	借上料
第2条第9号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、両市が協議して定める。